

# 住民基本台帳法の一部を改正する法律の概要 (外国人住民関係)

参考資料 7

## 《改正概要》

(平成21年7月8日成立。7月15日公布。)

外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える。

- ・ 転出・転入の届出や職権により外国人住民に係る住民票の作成、修正等を行い、外国人住民に関する事務処理の基礎とする
- ・ 外国人住民に係る手続のワンストップ化を図る

\* これに関して、法務省において、現行の外国人登録制度を廃止し、適法に在留する外国人に対して空港・港等で在留カードを発行する法改正を実施。

## 【改正内容】

### 1. 外国人住民に係る住民票を作成する対象者

- ・ 在留カード交付対象者（3月を超える中長期在留者）、特別永住者等

### 2. 外国人住民に係る住民票の記載事項

- ・ 氏名、住所等のほか、外国人特有の事項である「国籍」、在留カードに記載されている「在留資格」「在留期間」等を記載

### 3. 法務大臣からの通知

- ・ 在留資格の変更、在留期間の更新により、外国人住民に係る住民票の記載事項の修正等が必要な場合に、法務大臣から市町村長へ通知

### 4. その他

- ・ 外国人と日本人で構成する一の世帯（複数国籍世帯）の正確な把握が可能
- ・ 閲覧制度、記載事項証明書の交付制度、市町村長の調査権や職権による住民票の記載の修正、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カードに係る規定について、日本人と同様に外国人住民にも適用

《施行期日》 入管法等改正法の施行日（公布の日から3年以内の政令で定める日）

# 【イメージ】

## 《現状》

在留外国人の増加、転出・転入の増加に伴い、現行の外国人登録制度に代えて、日本人と同様に、外国人住民に対し基礎的行政サービスを提供する基盤を創設する必要がある。

## 《改正後》

